令和4年度 第1回定例庁議 議事報告

開催日時:令和4年4月14日(木)午後1時15分 開会

開催場所:笛吹市役所本館302会議室

【進行:政策課長】

1 開会

2 市長あいさつ

新年度を迎え、何かと忙しいことと思うが、落ち着いて業務に取り組んでほしい。

協議・報告事項にもあるが、新任職員の育成について、新たな取組として、新 任職員一人一人にマンツーマン指導者を付け育成に取り組む。マンツーマン指 導者だけではなく、課長がしっかり職員の育成に関わるようにしてほしい。

業務分析については、分析結果をしっかり受け止め取り組んでほしい。私も副市長も各課長の取組に注目している。これまで丁寧に業務分析を行い、どの課においても少なからず指摘を受けているはずである。指摘を受けているのにも関わらず、現状維持というような改善計画が出された場合は、部長は受け取らずやり直しを徹底してほしい。業務改善に取り組む課長の姿勢を評価したいと思っている。

本市では電子化を進めており、今年度から内部情報系システムが導入されたが私も使うことで慣れ、違和感がなくなってきている。今後も電子化を進めていきたいと思っているので、電子化することでさらに効率が図れる方法等があれば積極的に提案してほしい。

- 3 協議・報告事項 (議長:副市長)
 - (1) 令和4年度笛吹市職員研修実施方針について (総務部)

説明:総務部長

【説明内容】

資料に沿って説明(総務課長、人事給与担当)

【質問意見等】

(副市長)

職員が予定どおりに研修を受けられるような職場の環境づくりが大切である。研修日程は事前に分かっていることなので、事務の配分等についても十分に配慮をしてほしい。

(2) 新任職員の育成について (総務部)

説明:総務部長

【説明内容】

資料に沿って説明(総務課長、人事給与担当)

【質問意見等】

(保健福祉部長)

新任職員自己点検チェックリストの報告は、内部情報系システムを使って行うのか。また、どのような報告方法にしても、部長が内容を確認できるよう、課長から部長を経由して提出する流れにしてほしい。

(人事給与担当)

承知した。報告方法については未定なので、追ってお知らせする。

(保健福祉部長)

4月19日の指導者研修会について、課長とマンツーマン指導者の研修 は一緒に行うのか。

(人事給与担当)

そのとおり。

(市長)

今回から始めるこの試みは、決して新任職員を評価しようとするものではない。新任職員にできないことがあるのは当たり前なので、それを把握して、適切な指導や助言を行うことを目的としている。それができなければ、マンツーマン指導者やチェックリストなども、意味がないと考える。マンツーマン指導者は、さまざまな不安を抱える新

任職員のよき相談相手となり、課長とのパイプ役になってもらいたい。

(3) 業務分析結果に基づく業務改善方針について (総合政策部) 説明:総合政策部長

【説明内容】

資料に沿って説明(政策課長、行政改革担当)

【質問意見等】

(総務部長)

業務改善について、令和4年度の全体的なスケジュールを説明してほしい。

(政策課長)

業務分析報告書の第7章に記載している各課の業務改善提案に基づいて、まずは各課で改善計画書を作成し、政策課に提出してもらう。政策課及び総務課においてその内容を確認した上で、市長懸案協議に諮り、進め方を協議し、その結果に基づいて、各課長を中心に業務改善に取り組んでいく。

(副市長)

令和4年度に各課で行う作業のスケジュールは決まっているか。

(政策課長)

詳しい日程については、後日インフォメーションに掲載する。

(保健福祉部長)

市長懸案協議を行うということだが、政策課と総務課のみで行うのか。

(政策課長)

各課長に参加してもらい、内容の説明をお願いすることになる。

(教育部長)

業務改善方針の「全体的な業務改善の進め方について」の部分で、

各課等において業務改善計画書を作成するとあるが、改善計画とは何 を指しているのか。

(行政改革担当)

課題を明らかにしていつまでにどう改善するかという、全体的なスケジュールを示すことである。

(市長)

作業内容がイメージできるよう、雛型を示した方がよいと思う。

(政策課長)

インフォメーションでお知らせする際は、書き方の雛型を併せて掲載する。

(副市長)

市長のあいさつにもあったとおり、各課では業務分析報告書を熟読 し、自分たちの課では業務改善に向けてどのような取組をすべきか、 課長が中心となって積極的に考え、十分に分析した上で、計画書を提 出すること。作業の際に不明な点があれば、政策課に確認しながら進 め、全員が同じ認識の下で、業務改善に取り組んでほしい。

(4) 令和4年度予算執行方針について (総合政策部)

説明:総合政策部長

【説明内容】

資料に沿って説明(財政課長、財政担当)

【質問意見等】

なし

(5) 北部長寿包括支援センター業務委託について(保健福祉部)

【説明内容】

資料に沿って説明(長寿支援課長、地域包括担当)

【質問意見等】

(市民環境部長)

委託期間は令和5年度から8年度までの4年間とのことだが、なぜ4年間なのか。東部及び南部の包括支援センターも同様か。

(長寿支援課長)

現在、東部及び南部の委託期間は、介護保険事業計画期間に合わせて、令和3年度から5年度までの3年間となっている。次の委託期間が令和6年度から8年度までとなる予定であることから、終期を合わせるために、北部の初回の委託期間を4年間とした。

4 その他

*令和4年度第2回定例庁議

令和4年5月12日(木) 午後1時15分~ 本館3階302会議室

5 閉会

午後2時35分閉会